

邑南町マスコットキャラクター「オオナン・ショウ」の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、邑南町マスコットキャラクター「オオナン・ショウ」(以下「キャラクター」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターに関する権利)

第2条 キャラクターに関する一切の権利は、邑南町(以下「町」という。)に属する。

(使用の申請)

第3条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ使用許諾申請書(様式第1号)にキャラクターの使用状況がわかる見本を添付して、町長に提出し、その許諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 町が使用する場合
- (2) 町内の学校等が教育の目的で使用する場合
- (3) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (4) 個人が私的使用目的で使用する場合
- (5) その他町長が別に定めた場合

(使用の許諾)

第4条 町長は、前条の使用申請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を許諾するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 町の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) キャラクターのイメージを損なうおそれがある場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある場合
- (5) キャラクターの使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがある場合
- (6) その他許諾することが不相当であると町長が認める場合

2 町長は、使用を許諾するときは、使用(変更)許諾書(様式第2号)により申請者へ通知するものとする。

3 町長は、使用を許諾しないときは、使用不許諾通知書(様式第3号)により申請者へ通知するものとする。

4 町長は、キャラクターの使用を許諾するにあたっては、必要な条件を付することができる。

(使用期間)

第5条 使用期間は、前条第1項及び第2項の規定により使用許諾を受けた日から起算して2年を経過する日以後の最初の3月31日までを限度とする。

2 前項の期間満了後において、引き続きキャラクターを使用するときは、改めて第3条の使用申請を行い、町長の許諾を受けなければならない。

(使用料)

第6条 キャラクターの使用料は、当分の間、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された使用内容のみに使用し、町長の指示する条件に従うこと。
- (2) 第4条第1項、第2項の規定により許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用し、デザイン（色、形、字体など）を改変しないこと。
- (4) キャラクターを用いた商品等の使用、宣伝又は広告に際して、「邑南町マスコットキャラクター『オオナン・ショウ』」との表記をその商品、包装、広告等に付すること。ただし、スペース等の関係により、上記表記が難しい場合は、「©邑南町」の付記をもって代えることができる。なお、町長が認めた場合はこの限りでない。
- (5) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。

(許諾内容の変更等)

第8条 使用者が使用許諾の内容について変更をしようとするときは、あらかじめ使用許諾変更申請書（様式第4号）を町長に提出し、その許諾を受けなければならない。

2 変更申請の許諾については、第4条の規定を準用する。

(許諾の取消し等)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許諾（前条の変更の許諾があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの要綱に違反した場合
- (2) 使用者が第4条第4項の使用許諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合

(4) 第4条第1項各号のいずれかに該当するに至った場合

(5) その他キャラクター等の使用継続が不相当であると認められた場合

2 前項の許諾の取消しは、許諾取消通知書（様式第5号）により通知する。

3 町長は、前項の規定による使用許諾の取消により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

4 町長は、使用者にキャラクター等の使用状況について報告させ、又は調査することができるものとする。

(経費等の負担)

第10条 町は、この要綱による使用許諾の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第11条 町は、キャラクター等の使用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、キャラクター等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負い、町に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、キャラクター等の使用に際して故意又は過失により町に損害を与えたときは、これによって生じた損害を町に賠償しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、キャラクター等の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成26年5月27日から適用する。